

新宿区心身障害者おむつ費用助成実施要綱

平成28年3月3日付27新福障経第1918号福祉部長決定

新宿区心身障害者おむつ費用助成実施要綱（平成19年4月6日付け19新福障経第29号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、新宿区心身障害者おむつ費用助成の実施について必要な事項を定めることにより、日常におむつを必要とする障害者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 おむつ費用の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）新宿区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する者（区長が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく介護給付費の支給を決定した者を含む。）で3歳以上の者

（2）次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者手帳に記載されている障害の程度が1級又は2級の者

イ 愛の手帳に記載されている障害の程度が1度又は2度の者

ウ 法第5条第11項に規定する障害者支援施設又は法附則第21条に規定する旧法指定施設に入所している者でおむつ費用の自己負担額がある者

エ その他区長が必要と認める者

（3）日常におむつを必要とする者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に基づくおむつ費用の助成を受けることができない。

（1）介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設の入所者又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者

（2）新宿区日常生活用具等給付事業実施要綱（平成19年2月2日18新福障経第1886号福祉部長長定）に定める日常生活用具のうち、ストマ用装具としておむつ又はおむつ費用の交付を受けることができる者

（助成の申請）

第3条 おむつ費用の助成を受けようとする者は受給資格認定申請書（第1号様式）により、区長に申請するものとする。ただし、必要に応じて、日常におむつを必要とする状態であること及び区が支給するおむつを使用できない病院に入院していることが確認できる書類を添えて申請するものとする。

（助成の決定）

第4条 区長は、前条の規定による申請（以下「助成申請」という。）を受けたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定による助成を可とする決定（以下「助成決定」という。）をしたときは新宿区心身障害者おむつ費用助成決定通知書（第2号様式）により、同項の規定による助成を否とする決定をしたときは新宿区心身障害者おむつ費用助成却下通知書（第3号様式）により、当該助成申請をした者に対し通知する。

（助成の開始時期）

第5条 助成決定を受けた者（以下「受給者」という。）に係るおむつ費用の助成は、当該受給者に係る助成申請を受けた日の属する月から開始する。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

(実施方法)

第6条 おむつ費用の助成は、受給者が区が指定する事業者（以下「事業者」という。）に注文したおむつについて、その代金を区が事業者に支払う方法（以下「現物助成」という。）で実施する。

2 前項の方法での助成が困難なときは、受給者が負担したおむつ費用について、当該受給者に対し助成金を支給する方法（以下「代金助成」という。）で実施することができる。

3 実施方法は、月を単位として変更することができる。

(代金助成による助成金の支給手続き)

第7条 代金助成による受給者は、受給が決定した月以降、毎年5月、8月、11月及び2月の各月10日までに、それぞれ前々月までの3か月分について、新宿区心身障害者おむつ費用助成受給者支払額届出書（第4号様式）におむつ費用の領収書等の写しを添えて、区長に届け出るものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りではない。

(助成額)

第8条 おむつ費用の助成額は、月を単位として月額8,000円を上限とし、1か月のおむつ費用の額（受給者が、現物助成にあつては注文したおむつ費用の額、代金助成にあつては負担したおむつ費用の額。以下同じ。）から、次条に定める受給者負担額を控除して得た額とする。

(受給者負担額)

第9条 受給者は、1か月のおむつ費用の額に応じて、別表に定める金額（以下「受給者負担額」という。）を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者は次の各号のいずれかに該当する場合は、受給者負担額を負担することを要しない。

(1) 受給者（その年齢が20歳未満である場合にあつては、当該受給者の扶養義務者。以下、次号及び第3号並びに第3項において同じ。）に係る当該年度（4月から6月までの申請の場合は前年度）の住民税が非課税であるとき。

(2) 受給者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。による支援給付を受けているとき。

(3) 受給者が、前2号に準ずる状況にあると区長が認めるとき。

3 区長は、前項の規定の適用の有無に変更が生じたときは、次の各号に定める月から当該適用を変更し、新宿区心身障害者おむつ費用助成受給者負担額変更通知書（第5号様式）により当該受給者に通知する。

(1) 当該年度の住民税を決定したとき

当該決定をした翌月

(2) 前号のほか、前項の適用の有無に変更が生じたとき

当該変更が判明した月

(3) 区長が特に必要と認めたとき

区長が特に必要と認めた月

(助成の終了時期)

第10条 おむつ費用の助成は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める月をもって終了する。

(1) 次条第1号又は第2号の規定による届出があつたとき

当該届出があつた月

(2) 前号のほか、受給者が第2条に定める対象者でなくなったことが判明したとき

対象者でなくなった月

(3) その他区長が必要と認めたとき

区長が必要と認めた月

2 区長は、おむつ費用の助成を終了するときは、新宿区心身障害者おむつ費用助成終了通知書（第6号様式）により、受給者に対し通知する。

(届出)

第 11 条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める書類により、区長に届け出るものとする。

- (1) 第 2 条に定める対象者でなくなったとき
喪失届出書 (第 7 号様式)
- (2) 助成決定を辞退するとき
新宿区心身障害者おむつ費用助成辞退届出書 (第 8 号様式)
- (3) 居所が変更したとき
変更届出書 (第 9 号様式)

(助成決定の取消)

第 12 条 区長は、偽りその他不正の手段によりおむつ費用の助成を受けた者がいるときは、その者の助成決定を取り消すことができる。

- 2 区長は、前項の規定により助成決定を取り消したときは、新宿区心身障害者おむつ費用助成決定取消通知書 (第 10 号様式) により、当該助成決定を取り消された者に対し通知する。
- 3 区長は、第 1 項の規定により助成決定を取り消した場合において、当該助成決定を取り消された者に既に助成金を支給したときは、当該助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(受給者死亡後の助成金の支給)

第 13 条 区長は、受給者死亡後に、当該受給者に支払うべき助成金があるときは、受給者の相続人又はおむつ費用を負担した者に対し、助成することができる。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 新宿区高齢者おむつ費用助成実施要綱 (平成 28 年 2 月 16 日付 27 新福高支第 1080 号。以下「新高齢者要綱」という。) 附則第 3 項の規定による通知を受けた者で、この要綱の施行の日においてこの要綱による改正後の第 2 条に規定するおむつ費用の助成の対象者であると認められるものは、この要綱による改正後の第 4 条第 2 項に規定する助成決定 (以下「助成決定」という。) を受けた者とみなす。
- 3 この要綱による改正後の第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、区長は、前項の規定により助成決定を受けた者とみなされる者 (以下「承継受給者」という。) に対して、同項の新宿区心身障害者おむつ費用助成決定通知書により通知することを要しない。
- 4 新高齢者要綱による改正前の新宿区高齢者おむつ費用助成実施要綱 (平成 12 年 4 月 1 日付け 12 新福高サ第 1523 号) 第 7 条第 1 項の規定による免除を受けている者で、承継受給者となるものについては、この要綱による改正後の第 9 条第 2 項各号のいずれかに該当する者とみなす。

別表 (第 9 条関係)

1 か月のおむつ費用の額 (月額)	受給者負担額 (月額)
0 円～ 99 円	左欄に掲げる金額
100 円～1,999 円	100 円
2,000 円～2,999 円	200 円
3,000 円～3,999 円	300 円
4,000 円～4,999 円	400 円
5,000 円～5,999 円	500 円
6,000 円～6,999 円	600 円

7, 000円~7, 999円	700円
8, 000円~	800円